

史料報

第 44 号
昭和61年 3 月

文部省科学研究費補助金による

史料所在情報の収集にあたって

(一)

昭和六〇年度より三カ年継続で、研究課題「近世・近代史料所在情報の収集及びその体系化に関する基礎的研究」について、文部省科学研究費補助金総合(A)の交付を受け、調査・研究を開始するに至った。

ついで、文部省関係各位はもとより、計画調書作成段階から交付内定まで、当館管理部関係各位のご尽力に対し、深甚なる謝意を表す次第である。

本研究スタッフは、当館情報閲覧室長安澤秀一を代表に、当館員と史料保存利用機関関係者及び大学研究者で組織し、その構成メンバーは次の通りである。

安澤秀一(研究代表者・当館員)
井上勝生(北海道大学)

譽田 宏(福島県文化センター)
佐久間好雄(茨城工業高等専門学校)

校)

高澤裕一(金沢大学)
松田之利(岐阜大学)

黒川直則(京都府立総合資料館)

広田暢久(山口県文書館)

高橋 啓(鳴門教育大学)

松下志朗(九州大学)

北原 進(立正大学)

高山正也(慶應義塾大学)

所 理喜夫(駒沢大学)

吉原健一郎(成城大学)

〈以下当館員〉

森 安彦 原島陽一

藤村潤一郎 浅井潤子

鶴岡実枝子 笠谷和比古

大藤 修 安藤正人

山田哲好(事務局) 安藤・山田

目次
文部省科学研究費補助金による史料所在情報の収集にあたって……(1)
アジア・太平洋地域アーキヴィスト養成センターの設立をめぐる……(5)
史料所在調査報告……千代 正明……(8)

当館員以外研究分担者としてご快諾いただいた各位に心からお礼申し上げます。次第である。

三カ年間の補助金交付内定総額は、一、七五〇万円で、各年度配分予定額は、昭和六〇年度七五〇万円、昭和六一年度六〇〇万円、昭和六二年年度四〇〇万円である。

そこで本稿では、本研究を開始するに至るまでの経過をふまえながら、本研究の目的・計画・方法等について述べることにし、実施にあたって関係諸機関及び関係各位のご理解とご協力をいただく一助としたい。

(二)

全国に散在する近世・近代史料は、その全体を推定することが困難なほど膨大な量が残存している。

本研究は、史料の所在情報がすべての研究と史料保存の前提であることに鑑み、我国の近世・近代史料について、次の四点に焦点を合せた。

(1) 史料目録類の作成状況(刊行・未

昭和六〇年度新収史料紹介……(9)
全史料協第一回大会に参加して……(11)
〔全史料協の要請書〕……(12)
受贈図書……(13)
集報……(16)

刊行を問わず)を主とした史料の所在に関するあらゆる情報の調査を行なう。

(2) その調査に基いて史料所在情報の収集(目録類の購入・複写、その他所在情報の確認)を行なう。

(3) 収集した史料所在情報に基づき、史料所蔵者一件(史料群)ごとのデータカードを作成する。

(4) データカードとして蓄積された史料所在情報を体系的に整理し、広く研究者の利用に供する。

以上を目的とした基礎的研究を行なおうとするものである。そのためには、短期間に各種情報を収集し、体系化の要件を多角的に検討する必要がある。情報科学を専門とする研究者をも含めた総合的な共同調査・研究を意図したものである。

(三)

ここで、本研究を開始するに至るまでの経過をふりかえってみたい。戦後の混乱期、地方史料の散逸事

情が甚だしかった最中、昭和二三年から二七年まで、文部省科学研究所総合研究として、近世庶民史料調査委員会による全国的な史料所在調査が行なわれた。その結果は、「近世庶民史料所在目録」(第一〜三輯、三冊)として刊行され、各地方ごとの所在確認件数は、北海道地方一四三件、東北地方六三九件、関東地方四二七件、中部地方一八一七件、近畿地方四〇一件、中国地方三一五件、四国地方二九一件、九州地方三九六件で、合計四四二九件が収録されている

(この調査の詳細については、第二輯、および「史学雑誌」第六四編第三号の金井圓氏の書評を参照されたい)。戦後間もない時期に全国に及ぶ組織的な史料所在調査を実施したことは、戦後の地方史料保存運動に先鞭をつけたこととして評価しなければならぬであろう。しかし、実際に史料にあたる場合は、かなりの年月を経過しているために、所蔵関係の移動や行政区画の変更等で様々な障害があることは否めない。

この近世庶民史料所在調査を引継ぐ形式で、当館が昭和二八年から四一年まで近世史料の所在調査を行なった。これは当館における重要業務の一環として、各都道府県一名づ

つに依頼した地方調査員によって行なわれたもので、この調査結果は「近世史料調査概要」(昭和四六年刊)としてまとめられ、四二一件分が収録されている。しかし、その調査方法や対象地の設定に関しては、当時の諸般の事情により不合理な面もあったことは否めない(文部省史料館報「第五号参照」)。

昭和四五年、史料目録類の全国的・体系的収集整備を行なう前提作業として、既調査に属する目録の全国的所在を予備的に確認しておく必要があるとの趣旨で、各都道府県立の中央図書館、文書館などに調査を依頼した(調査と結果は「文部省史料館報」第二・一八・二二号参照)。この解答に基づき、関係諸機関のご協力を得てかなりの量を収集することができた。

この既調査目録の調査に続いて、未調査史料の所在調査が昭和四九年から開始され現在に至っている。この調査は、地元の方々を中心に当館からもそれに協力する方たちで行なっている。今日では、史料の地元での保存管理という理想的な運動が定着してきた現状をふまえ、現在のところ年二カ所程度しか実施していないが、今後はこのような調査の充

実を図らねばならない。

昭和五五年からは、各都道府県内の中央図書館、大学、史料保存利用機関への目録調査を年四、五県程度実施しながら収集に努め、現在に至っている。

以上述べた収集結果の中間報告として、昭和五五年に「史料館所蔵目録一覧(近世史料・郷土資料の部)」を刊行した。これは当館が昭和四四年一〇月末現在で所蔵する目録類のうち、近世・近代史料、郷土資料、行政資料に関する約一〇五〇タイトルの目録を収録したものである。史料目録が調査・研究にとって不可欠であることは言うまでもなく、この種の目録に関する情報が少ない現状をふまえ、それらを一望できる「目録の目録」を提供しようとしたものである。本書を編集するに当たっては、何よりも情報の正確性を第一義とし、当館が所蔵しているものに限定して書誌事項の正確を期した。だが紙数の制約などのため、例えば史料の現蔵地と目録の発行地が違う場合に検索できないなど、利用面に若干の不備が残った。これの解決には後述のデータベースの副出によって完全を期す計画である。だが、この目録一覧刊行以降の増加は、昭和六〇年一

一月末現在で一七六六タイトルに及んでいる。発行後わずか五年でタイトル数で五割、冊数でほぼ倍増という成果を得られたのは、関係諸機関のご協力によるとともに、この目録を刊行したことが契機となっている。一方でながら、これらの目録は五七年以降逐次公開して一般の利用に依じており、幸いに好評を得ている。

なお、当館におけるこれまでの経過については、山田哲好による「近世史料目録の調査・収集と今後の課題」(「史料館報」第二四号)、「近世史料所在情報の体系化に向けて」(「同」第三七号)、「近世史料所在情報体系化試論」(「史料館研究紀要」第一四号)を参照されたい。

四

さて、本研究における(二)で述べたような目的を円滑に遂行するため、全国を北海道・東北・関東・北陸・中部・近畿・中国・四国・九州の九ブロックに分け、各ブロックごとに当該地域委嘱研究分担者一名をおき、在京研究分担者と当館員とが協力して近世・近代史料所在情報の調査・収集・分析にあたることにした。ここで言う近代史料には、現行の行政文書をも含めるが、当面はその「目

録の調査・収集にとどめている。

また、郷土資料に類する情報については、例えば、図書館の蔵書目録(特に郷土資料編)には史料が収録されているながら目録中での史料の取扱いが一定でないため、いわゆる郷土関係の図書と混在していることが多いので注意して収集していきたい。同様に特殊文庫(コレクション)で、その内容が、部分的にも前述を含むものも調査・収集の対象にしたいと考えている。

ところで、一口に所在情報と言っても内容のものにも精粗がある。

第一次情報源は目録類であり、これにより史料一点ごとの内容が明確に把握できる。しかしながら、この目録類を調査・収集することは容易ではない。それは、一つには発行者が地方史誌編纂室をはじめ、史料保存利用機関、図書館、あるいは大学の研究室や研究会、さらに各地の研究団体や個人というように多様であることに起因する。とりわけ地方史誌編纂過程において目録が作成されているながら確認することができないいわゆる「内部資料」の目録は相当量に及ぶであろう。編纂事業が終了後、公開される場合もあるが、「内部資料」という性格上、諸般の事情で

そのまま非公開の処理に委ねる例も少なくない。

さらに目録の特殊事情をあげると、発行形態も多様である。地方史誌編纂の場合は、史(資)料編の中に収録されていたり、「調査報告書」等のシリーズ中に独立の一冊として、あるいは他の報告とともに収録されていたり、また、逐次刊行物に収録されている場合も多い。

第二次情報源は、調査報告、調査概要として史料の解題的なもので、史料一点ごとの内容は不明だが、概要は知ることができる。

第三次情報源は、聞き取りによるもので、正確は期しがたいが、調査・収集すべき情報であろう。

以上の情報の調査・収集には、地方史誌編纂室、史料保存利用機関、図書館、研究団体等を直接訪問し、目録調査用紙やデータカードによって記録をとる。従来も目録発行情報を入力してから、寄贈依頼状や購入手続きにより収集は行なってきたが、全く返事をいただけない場合も多い。一方的な事務処理だけでは収集に限界があるわけで、直接訪問して趣旨を説明してご理解を得ることです。目録類の収集は、受贈・購入・複写等に

より行なうが、史料所蔵者の意向等で特殊事情がある目録の取扱いには、十分な配慮が必要である。

(五)

収集した目録類を中心とする情報についての整理作業は、主在京分担者を中心に行ない、最新データについてはできるだけ情報交換をキメ細かく進めていきたい。これらの情報は、史料群一件(いわゆる家別)ごとにデータカード(B5判)に次の事項について記入作成する。

- ①所在地 ②所蔵者 ③現職業
- ④旧地名 ⑤旧支配 ⑥旧身分・職業 ⑦年代 ⑧数量 ⑨内容 ⑩所蔵関係 ⑪保存状況 ⑫利用状況
- ⑬出典 ⑭分類記号(出典) ⑮調査年月日 ⑯調査者

これらの事項の記入にあたっては、その出典となる目録の精粗により、すべての史料群について記入できない場合もあるが、収集した目録に基

く以上はやむを得ない。特に⑤の旧支配について、出典となる目録の解題等に明記されていない場合は、調査に労力を要する割に正確を期しがたい。例えば、関東領域の特色である相給知行形態の場合や、領主変遷

当該史料の年代との照合等を要するからである。

このデータカードは、現在の所蔵者(機関)を基準に作成しているもので、所蔵関係の移動があった場合には史料の所在検索ができなくなる。

例えば、当館が所蔵している史料約三五〇件については、個々の史料群のデータカードを当館の住所と館名で作成してあるから、史料群の旧地名によって史料を検索できない。これをカバーするためには副出カードを作成して個々の史料群の旧蔵地への地域副出を行なう。つまり一つの史料群について現蔵地と旧蔵地(関連地域)との副出カードを作成し、それぞれに所蔵関係の移動等を明記することによって、史料の所在を多角的に検索できるようにするわけである。

以上のデータ(副出)カードに採録する事項については、本研究分担者はもとより、所在情報を利用する立場での助言のために、広く近世・近代史研究者のご協力を得ながら、今後さらに検討を加える必要がある。

本研究終了後は、収集した情報は一括して当館で受入れ、一般の利用

に供し、特に目録類については、「史料館所蔵目録一覽」の増補版の刊行を予定している。データカードについては、一定の段階に達した時点で、「近世・近代史料所蔵者別全国一覽」(仮称)などとして刊行するとともに、同時にデータ(副出)カードの閲覧公開体制の早期確立を図らなければならない。

全国に及ぶ史料所在情報の集約について外国の例をあげると、英国ロンドンにある国立史料登録局(National Register of Archives)では、国内の史料所在情報として基礎となる史料目録類を献本制度に基づき収集し、また地方別所在情報を当該地方に還元し、ロンドン本局においては、目録類の検索手段として種々の索引を備え、一般の閲覧公開に供している。

また、米國ワシントンにある議会図書館の記述目録部(Descriptive Cataloging Division)が主体となり、「全米史料総合目録」(National Union Catalog of Manuscript Collection)を一九六二年以降、年報の形式で毎年発行している。この目録は一九四八年に編集を着手し、公文書史料を含む全米のあらゆる史料群一件ごとの概要を記した総合目録で

ある(この二ヶ国の事例については、安藤正人「史料整理と検索手段作成の理論と技法」(「史料館研究紀要」第一七号を参照されたい)。

我国では未だ史料所在情報を体系的に把握する作業は行なわれていないが、外国の事例を参考にして整備する必要がある。しかも史料の所在に関する情報は増加しており、それには、史料の現地保存主義の定着に伴う各地にある史料保存利用機関の設立や、昭和四五年以降盛んになった地方史誌編纂事業等と関連するところが大きい。史料目録を中心とした史料所在情報の整備方法は、実際には様々な問題があろうし、莫大な労力が必要である。史料目録は、まづもって発行地の適当なる機関に収集整備され、利用者の便宜を図ることが第一である。しかしそれらの史料所在情報を体系的に収集整備して、全国規模で閲覧検出することが可能となるなら、一層便利であろう。言わばデータバンクの役割である。

以上のような計画の実施は、当館の通常業務では、事業費、人員の面からしても限界があり、生産される情報の把握に追いつけないのが現状である。本研究を契機に、関係諸機関との情報交換を行ない、それを定

着させなければならない。そのため、各都道府県内の適当な機関で情報を確実に把握するための手段が講じられることが望ましい。

本研究は、冒頭で述べたように、三カ年という有期限である。しかし、この作業は恒久的に継続しなければならぬと同時に、基礎的データの作成はできるだけ短期間に完成する必要がある、また公開データについては、その主要なものの複数化をも考えなければならない。さらに重要なことは、この作業が恒久的に行なわれなければならない故に、既調査分の史料所蔵者の追跡調査による確認がぜひとも必要であり、一定の周期を設けて追跡調査を行なうことも考えなければならない。

「史料館の役割と史料保存体制」
「史料館報」第三八・四三号)で示した、当館が今後充実にすべき機能として

- (1) 全国の近世・近代史料の所在や地方史関係文獻に関する、情報・閲覧サービスの機能
- (2) 近世・近代史料の史料学および史料整理管理学に関する、研究の機能
- (3) 近世・近代史料の整理管理専門職(アーキヒスト)の研修・教育の機能

能

という三つの柱を掲げた。これに基いて、いくつかの具体的な事業拡大構想を打ち出したのであるが、この柱の一つが今年度より三カ年という有期限ではあるが、本格的な実現に向けて、館外スタッフのご協力のもとに総合研究として具体化されようとしていることは、単に当館一機関の事業拡大構想にとどまるものではなく、我国の史料保存体制全体の充実のために不可欠な、重要な責務を負わされたこととして受けとめている。

さらに、本研究によって今後予想される多量で多様な史料所在情報の迅速な検索を可能ならしめるために、コンピュータ利用による情報検索システムの開発・整備に取組む必要がある。したがって本研究は、これから今後の課題を共同研究者規模を拡大した第二次計画を検討するための基礎的研究でもある。

終りに、本研究を進めるにあたり、関係諸機関及び関係各位に対し、調査収集に直接伺う機会が多くなると予想されるが、本研究の趣旨に一層のご理解とご協力を切に願います次第である。

〔文責・情報閲覧室 山田哲好〕

アジア・太平洋地域アーキヴィスト 養成センターの設立をめぐる

——マニラ会議に参加して——

千代正明

(国立国会図書館連絡部
国際協力課 主査)

一 はじめに

アジア・太平洋地域の図書館関係者が共通にかかえている最大かつ緊急の課題は、図書館で働く有資格の専門職員(アーキヴィスト)の決定的な不足をいかに解決していくかである。

国際図書館評議会東南アジア地域部会(Southeast Asian Regional Branch of the International Council on Archives, SARBICA)が発足した一九六八年以来、同地域内の図書館関係者の集會では、図書館学研究センターの設立とアーキヴィスト養成の問題が、必ずといっていい程話題とされてきた。SARBICA発足の翌一九六九年、インドネシアのジャカルタで開かれた「熱帯地域図書館セミナー」において、アーキヴィスト養成センター設立プロジェクトの早期着手が勧告にもり込まれ、一九七三年、マレーシアのクアラルンプールで開かれた「東南アジアにおける図書館専門職

の発展」と題するシンポジウムでは、専門職としてのアーキヴィストの養成が緊急の課題として再確認されている。

そこには図書館が抱えている多くの困難な課題の解決には、専門職としてのアーキヴィストの存在が不可欠であるという共通の強い認識がある。しかしながら、爾来十数年、養成センターの設立はいまだに実現に致らず、東南アジアの図書館関係者の果たせぬ夢として残されてきた。

二 マニラ会議への招請

一九八五年十月中旬、アジア・太平洋地域図書館専門家会議への招請状が、フィリピン国立歴史研究所長代理兼国立図書館長キアソン博士より筆者の勤務する国立国会図書館の館長宛に届けられた。そこには地域的な拡大こそあるものの、図書館関係者の長年の懸案であったアーキヴィスト養成のためのセンターを、フィリピンのマニラに設立しようとする同博士の構想が詳細に述べられ

ていた。

このワーキング・ドキュメント(以下キアソン案と呼ぶ)をもとに、アジア・太平洋地域におけるアーキヴィスト養成センター設立の意義と必要性を検討することが、ユネスコからの財政援助を受けてマニラに集った各国図書館専門家の主たる任務であった。

招請された顔ぶれは、以下のとおりである。

韓中国国家档案局長、オルロウィッチ・オーストラリア・ニューサウスウェールズ大学図書館学教授、パンヤンガン・タイ国立図書館長、サイトー・ハワイ大学図書館アジア関係資料収集コンサルタント、ソエマルティニーニ・インドネシア国立図書館長、ヴウ・ベトナム国立図書館長、ワイマララトウン・スリランカ国立図書館副館長、そして筆者である。(招請を受けながらも参加できなかったのは、病気のためペーパーのみを提出したツイナセバ・フィジー国立図書館長兼国際図書館評議会太平洋地域部会長のほか日本、マレーシア、シンガポールの各国立図書館長である。)地元フィリピンからキアソン博士、アペラ・前ユネスコ国内委員会事務局長、コンセプシオン・

国立図書館文書課長、タン・セントロエスコラル大学図書館学教授、ヴァレーシヨ・フィリピン大学図書館学研究所長、そして文書館の国際的組織である国際図書館評議会(International Council on Archives, ICA)からケスケメティ事務局長の総計十四名であった。

三 国立国会図書館の参加

国立国会図書館が、その憲政資料室や現代政治史資料室において、また現在ブラジルで進行中の移民関係資料の収集を通じ、文書館的活動を行っていることは広く知られているところである。しかしながら、それらは、あくまで我が国唯一の国立図書館として行う幾多の業務の中のほんの一部分でしかないことも、また事実である。

それに加えて、筆者は、かつて一九八一年から三年間ほど、ワシントンにある米国立公文書館で、現在九年目を迎えるようとしている国立国会図書館の一大プロジェクト、日本占領関係資料(GHQ/SCAP資料)の収集に携わった経験を持つとはいえ、文書館学については全くの門外漢である。

こうしたマイナス要因にもかかわらず、国立国会図書館員が、文書館

プロバールの本会議に出席したという現実、日本の文書館界の現状が象徴的に語られているのではなからうかと思う。

四 会議概要

「アジア・太平洋地域アーキヴィスト養成センター設立に関する専門家会議」は、十一月二十五日から、ロハス大通りを隔ててマニラ湾を臨むシラヒス・インターナショナルホテルを主会場に、五日間にわたって行なわれた。

開会式を夕刻に控えた第一日目は、早朝からマニラ市内の文書館見学にあてられた。国立歴史研究所が手配したマイクロバスに参加者全員が乗り込み、同研究所職員の家内で、国立図書館貴重書室、国立文書館、サントトーマス大学文書館・貴重書室、議会文書館、フィリピン大学中央図書館、マニラ大司教管区文書館等を見て回った。フィリピンにおける文書館の実態調査と、アーキヴィスト養成センター設立の暁に、これらの文書館がいかに協力できるかのチェックを兼ねた見学会であった。訪れたいずれの文書館でも、参加者の関心は、資料の保存状況と職員

の資格要件に集中した。スペイン語の資料の圧倒的比率の高さも、スペイン統治三百年の同国の歴史を考えれば当然ではあるが、かつて植民地支配を経験した多くのアジアのアーキヴィストにとって、旧宗主国の言語の習得が必要不可欠であることを改めて考えさせられた。

二日目は、キアソン博士を議長に選出した後、各国代表十二名によるペーパーの発表が終日続けられた。紙数の関係から内容については割愛せざるを得ないが、アジア・太平洋諸国におけるアーキヴィスト養成の現状を知る上で興味深い資料であり、いずれ何等かの形で発表できたらと考えている。キアソン案に対するコメントは、最終的に勧告にもり込まれた内容と重複すると思われるのでそちらに譲ることとする。

本会議の主目的である、キアソン博士提案のディプロマ課程についての討論は、三日目の午前、午後を通して、一項目ごとに活発な意見の交換と合意事項の確認がなされていた。

参加者の中から選ばれた起草委員会による「会議録及び勧告案」が、四日目の午後、全会一致で採択され、最終日のマニラ近郊の史跡及び景勝地巡りを残して、実質的討議はとどこおりなく終了した。

五 会議の結論及び勧告

キアソン案をもとに活発な討議を経て、参加者全員により確認された点は以下のとおりである。

(一)本プロジェクトの合理性

大学院レベルのディプロマを授与するアーキヴィスト養成センターの設立は、アジア・太平洋諸国における最近の文書館の発展、保有している遺産の価値、そして各国政府の効率的行政への熱意等を背景としたもので、時宜を得たプロジェクトと言える。

(二)養成課程の目的と内容

ディプロマ課程の目的として、(1) 公立あるいは私立の機関や研究所でアーキヴィストまたは記録管理者として働く意思のあるアジア・太平洋諸国の人々に、専門的教育を与える。(2) アーキヴィストとして必要不可欠な技術及び利用者奉仕を含む心構え、文書資料の価値判断などを、文書館学の理論と実習を通して会得させる。(3) 写本や現用記録の管理に特に関心をもち人々に、必要な技術及び問題点を熟知させる。(4) 過去の貴重な遺産であり、将来の発展の基礎となる記録類の保管、保存及び利用を適切に行ない、文書館業務の質的向上を援助する。の四点が挙げられる。

内容に関しては、理論と実習の両面から文書管理及び記録管理を教育する。本課程の基礎科目として行政史に重点を置く。

授業は英語でなされるが、受講者は自国の文書管理の研究及び文書の整理を容易にするため、必要な外国語の習得が期待される。

(三)地理的範囲

センターは、アジア・太平洋地域内の高度な資格を有する専門職としてのアーキヴィスト及び記録管理者の養成を目的とする。受講者の半数は、少なくともフィリピン人に確保されるが、アジア・太平洋地域内の国々も、この新しい養成施設を積極的に利用することが期待される。ICAの三つの地域部会(PARRBICA、SARBICA、SWARBICA)は、それぞれの部会に属する国々に本プロジェクトを広報する。

(四)センターの設置場所

センターは、フィリピン大学図書館学研究所に付属する。マニラ市内の主要保管施設である国立文書館、国立図書館、国立歴史研究所、国立フィルム文書館等と有機的な連携を保ち、これら機関の代表からなる諮問委員会が、教育課程、研究プログラム、センターの運営に

ついでセンター長に助言を与える。

(五)センターの職員

センター専任の正職員は、最低限、専門職であるセンター長、学科長、それに事務職としての秘書兼タイプスタの三名から成る。センター長は、管理及び教育上の最高責任者で国籍を問わない。授業を持ち、同時に受講者の監督にあたる学科長には、フィリピン人を採用する。

将来決められるカリキュラムによるが、科目の多くは、フィリピン及び外国から招聘される講師が担当する。図書館学研究所は、センターの管理運営を援助する。

フィリピンに存在するスペイン文書に関する講義のため、適当なスペイン専門家を委嘱する。

(六)課程の構成と教授法

アーキヴィスト養成課程は、理論及び実習の両面に等しく重点を置き、受講生は、二学期終了後、公立または私立の保管施設で三カ月間実習を行う。

(七)受講生への経済援助

奨学資金を獲得するためのセンターの負担を軽減するため、受講生は可能な限り、本課程終了後に雇用される機関や研究所からの後援を受ける。

(八)受講資格及び手続き

歴史学あるいは他の関連分野の学士号の所持者で、専門職としてのアーキヴィストに関心のある者。十分な英語力が必要とされるが、フィリピン人には、スペイン語の知識も要求される。

受講手続きは、フィリピン人と外国人に別けて取り扱う。

(九)授業料及び必要経費

フィリピン大学内の他の研究所やセンターでの通常の経費に合わせる。

(十)課程の期間

一年課程とし、四カ月半毎の二つの学期と、三カ月の実習そして最終試験から成る。

(十一)カリキュラム

キアソン案と参加者のペーパーにより、今後のカリキュラム検討の基礎がつくられた。

図書館学一般、記録管理、文書館の基本的機能及び行政史の課程は、特に第一学期に開講する。

(十二)研究プログラム

センターは、教育活動とともに、記録管理や図書館学に関する理論、政策及び歴史を中心に、長期的な研究プログラムを指導する。

(十三)試験及びディプロマの授与

ディプロマはフィリピン大学より

与えられるが、全課程の授業、総合最終試験、三カ月の実習期間中に課される目録の作成またはそれに匹敵するプロジェクトの総合成績による。

(十四)財政

フィリピン政府は、国内外の資金のうち、センターの財源となるものをチェックし、獲得するための適切な方策を講じる。またセンターから利益を得る他国政府は、センター設立に向けてフィリピン政府を援助する。

(十五)フォロアアップ

センター設立まで、フィリピン外務省、文部省、国家経済開発庁、ユネスコ国内委員会、フィリピン大学、国立歴史研究所及び国立文書館の代表者から成る専門調査団を設置し、本会議のフォロアアップを行う。次の二点は、フォロアアップ行動のうちに含める。

- (1) 国及び地域におけるアーキヴィスト養成の必要度調査
- (2) カリキュラムの検討

以上の準備作業の後、本プロジェクトは、将来の財政負担を行う機関に提出される。

六 おわりに

参加の決定から会議まで、実に慌しい一カ月であった。図書館学のい

ろは“からペーパーの作成まで、国立公文書館のスタッフの方々及び国立史料館の安澤教授に数々の御教示をいただき、かろうじてこの大役が果たせたと言える。

国内に一つとしてアーキヴィストの養成課程を持たない我が国が、今後このセンター設立構想にいかにかかわっていくか、また全く無視しきるか、文書館で働く人々の問題である。ただ、文書館の問題にひょんな事から関わりを持った筆者にとつて、本会議の参加者が財政援助以外の何ものも日本の文書館界に期待していないことを知らされたのは悔しいことであった。

フィリピンの国内事情もあり、近い将来、センターが活動を開始するのは容易なこととは思われないが、設立した暁には、マニラ湾に沈む夕日との再会を兼ねてセンターを訪れてみたいと思っている。

×	×	×
×	×	×
×	×	×

越中国
射水郡

高岡横田町岡本家文書
(現、富山県高岡市横田町)

本調査は、昭和六〇年八月八日より一〇日の三日間にわたって実施した。富山県史編纂室の新田二郎氏、富山大学教育学部助教深井甚三氏、高岡古文書を読む会の米谷清一氏、富山大学教育学部学生の橋浩文氏に調査員を委嘱したが、このほか、高岡古文書を読む会の江沼政雄・中野武男・長嶺友四・森田久子・柳沢京子の諸氏、富山大学教育学部の河井敦明・柴田美貴・林祐美・渡辺幸子の諸氏に御協力を賜った。新田・深井の両氏には、調査の準備に御尽力いただいた。また、岡本家の御当主清右衛門氏ならびに御家族の皆様には、調査期間中、大変御世話になった。岡本家、調査員・協力者の各位には、心よりお礼申し上げたい。なお、当館からは安藤正人・大藤修が参加した。

臣団はことごとく金沢に引き揚げ、次いで元和の一国一城令によって高岡城は破却されたため、以後は町人の町として発展した。そして、近世中期には、加越能三州きつての商業都市にのし上がっている。高岡町には、藩祖利家公に仕え、高岡開町以来町政を担ってきた「由緒町人」と呼ばれる豪商たちが存在したが、近世後期には新興の商人が多く出現した。岡本家もその一つである。高岡岡本家を創立した清八は砺波郡大滝村に百姓八右衛門の次男として生まれ、宝暦四年に高岡に出て、商才と努力によって財を成したと伝えられる。福岡屋・岡本家の当主は代々「清右衛門」を名乗った。岡本家が格式的にも高岡の有力町人にのし上がったのは文化・文政期であり、藩に献金する一方、瑞龍寺山門の再建に多額の寄付をし、その功により、文政三年に「諸役一代免除」、脇指帯刀免許の特権を与えられ、文政四年正銭手形引替役、同五年綿中賣棟取役、同一二年町算用聞並となった。町算用聞は高岡全町の

財務を担当し、町年寄に次ぐ要職である。安政七年二月「町役人諸役掛役付役列帳」には、町年寄六名のなかに福岡屋清右衛門の名が見いだせる。そして、明治六年一〇月一二日には新川県第一八大区小二区戸長に任命されている(「諸事留」)。岡本家の営業の中心は近世においては木綿問屋業であったが、このほか薬・肥料・海産物の販売、酒造業も営んでいた。明治以降は残存史料からみて売薬業が中心となったようである。現在も高岡市横田町で肥料・薬の販売を営んでおられる。近世においては、高岡は加越能三州の綿の集散地であり、これが商都高岡を支えていた。高岡に初めて綿場(綿市場)が開かれたのは寛文一年だとされている(「高岡市史」中巻、一五八頁)。その後、藩の保護もあつて発展し、文政七年二月には加越能三州における綿の専売権を特許された。高岡の綿商人たちは大坂、備後福山、泉州堺などから原綿を仕入れ、これを打綿して背後の新川郡に供給した。新川各地で紡織された、いわゆる新川木綿は再び高岡に送られて染色され、主として裏地木綿として、領内のみならず広く他国に輸出された。岡本家も、こうした綿取

引の発展に乗って台頭したわけである。岡本家には一九世紀初頭より昭和初頭までの文書史料が約二千点伝来しているが、今回の調査ではそのうち約千四百点を目録に採った。調査済みの史料は封筒に入れ、検索番号を付した。史料調査では調査者が予め分類項目を設定し、荒仕分けしたうえで目録に採るという方法が一般的に行われているが、当館の調査では最近、史料の保管の状態がわかるように目録化することになっている。史料の保管状態そのものが何らかの意味をもっている場合が多いからである。岡本家伝来文書は現在、離れの物置の二階にタンスに入れて保管されているので、どの引出しにどのような史料が入っていたかを確認できるように配慮した。残存史料で最も多いのは当然のことながら営業関係のものであり、基本帳簿である勘定帳・棚卸帳が系統的に残されている。このほか綿場関係の文書もまとまって残存している。町政関係の文書は特に岡本家にかかわるものが存するのみである。町役人執務所が町会所として家から分離していたため、個人の家には伝来しなかったのだろう。

(大藤 修)

信濃国
埴科郡

下戸倉村坂井家文書
(現、長野県埴科郡戸倉町)

昨年度に引きつづき、本年度も、昭和六〇年七月二十九日から八月一日まで三泊四日で坂井修一氏所蔵文書の調査を実施した。

調査委員には、信州大学教育学部歴史研究会会長大橋昌人氏・同副会長柳沢哲氏の兩名を委嘱し、調査協力者として、同研究会会員有志ならびに信州大学教育学部学生有志が参加した。すなわち、古川貞夫・徳嵩雄司・小松芳郎・宮沢邦典・井出千代美・林司・清水祐三・佐藤四郎・大塚尚三・上原一雄・太田秀保・中島佳明・小山香織・桜井かよ子・北村康彦・清水幸広・関昌造・酒井民子・中山和己・橋詰文彦・水野直子・木下理重子・松本浩・成田達昭の四名の諸氏である(順不同)。

史料館からは藤村潤一郎・森安彦・林宏保らが参加した。

なお、調査にあたっては、今年も戸倉町史談会会長柳沢和恵氏ならびに坂井家・坂井銘醸の方々いろいろなお世話いただいた。これら関係者に厚くお礼を申しあげたい。

坂井家ならびに坂井家文書の概要

については、すでに『史料館報』第四二号(昭和六〇年三月刊行)で紹介したので、ここでは省略し、今回の調査等について簡単に述べておきたい。

坂井家文書の全貌はまだ正確に把握するに至っていないが、その数量は優に二万点を超えるものと予想される。

前回の調査では、その中でも明治以前の近世文書のうち、冊子文書を整理し、その総点数一二五八点の目録を作成した。

今回の調査では、明治元年(一八六八)から大正七年(一九一八)までの冊子文書九二〇点と、近世の状文書の一部、二九四点を整理し、目録化した。この状文書は膨大な数量であり、今後共継続調査を必要とするものである。(森 安彦)

受託史料

旧宇和島藩土
台湾神社主典
鈴村讓関係文書

本文書は、埼玉県鳩ヶ谷市御在任の鈴村忠良氏が最近御自宅を整頓中に発見されたものである。氏はこれを史料保存機関に寄託して研究利用に供したいとの御意向をもたれ、同市御在任の郷土史家・岡田 博氏に相談を持ちかけられた。たまたま岡田氏と当館の大藤が知り合いだったことから、調査を依頼され、昭和五九年一月、翌六〇年二月と、二度鈴村氏の御宅にお伺いして文書の内容を調査した。そして、五月に当館が文書を仮預りして、整理のうえ目録を作成した。文書の内容は特定地域にかかわるものではなく、かつ鳩ヶ谷市には適当な文書史料の保存機関がないことから、岡田氏および鳩ヶ谷市教育委員会の方に相談した結果、当館で保管するのが適切だろうということになり、昭和六一年二月一日付をもって受託契約を交わした。文書の総点数は二〇〇点余である

昭和六〇年度新収史料紹介

◎はマイクロフィルム
による収集を示す

が、その大部分は鈴村忠良氏の御祖父にあたる鈴村 讓関係のものである。讓は安政元年(一八五四)、伊予国宇和島藩士の家に生まれた。文久元年に藩校明倫館に入り、宇和島藩五神童の一人として、児島惟謙、末広重恭(鉄腸)、告森 良、都築 温らと並び称された。明治五年には伊予の頼山陽とうたわれた上甲振洋の青石洞書院に入門し、振洋の尊王思想に深く感化されたという。天皇親政を実現せず、新政府の有司が政治を専断していたことに憤懣の念を蔵していた彼は、伊予の不平士族らとはかつて政府転覆のクーデターを企て、明治一〇年二月、西郷隆盛らの蜂起に呼応せんとしたが、事前に露見し、国事犯として懲役二年に処せられ、松山獄に入れられた。

明治一二年七月に出獄しあと、南予中学校教員、修史館御用掛、松平忠和(旧島原藩主)家の家事取扱、大分県警部を歴任し、この間、私塾も開いている。明治二四年八月より宇和島藩史編纂に従事したが、同三年七月に編纂事業が中止されたた

め、そのあと台湾に渡り、同三四年九月、台湾神社主典となった。大正一五年七月には台南神社宮司に栄進している。この間、台南庁誌や台湾総督府史料の編纂にも携わった。晩年は郷里・宇和島に帰り、昭和五年に死去した。享年七十六歳。

以上のように、讓の生涯は波乱に富んでおり、維新を機に旧武士がどのような人生の軌跡をたどったかを知る上で興味深い。文書を中心をなすのは鈴村家「家書」、「鈴村讓勳書」、各種辞令書、讓関係の書状などであり、書状は卷子に仕立てられている。書状には、富永有隣、佐々友房、神鞭知常、丸山作樂、古莊嘉門、薄井龍之、片岡直温、末広重恭、児島惟謙、添田寿一、土居通夫、三井八郎次郎、山本悌二郎、大口鯛二、内藤鳴雪、穂積陳重、三上参次、都築温、藤沢南岳ら、明治・大正の各界の名士の名前が多く見いだせ、讓の人間関係の広さがうかがえる。なお、台湾銀行創立者の添田寿一の妻は、讓の五番目の妻の妹であり、讓が台湾に渡ったのも、おそらく添田との縁故によったのではなからうか。

貴重な文書を御寄託いただいた鈴村忠良氏、仲介の労をとられた岡田氏に深く感謝の意を表したい。

⑤ 上総国 森山家文書 木戸村

旗本森山氏は信濃国の出身で始め信玄に仕えたが後に家康に就き、盛治の代に三百石を拝領して、三代盛照が加増をうけて四百石知行となった。代代番方の諸役を勤めたが、七代孝盛は「賤のおだ巻」などの著者としても知られている。この森山家が襲蔵される史料があることを駒沢大学の水原一教授から教えていただき、森山氏のご承諾を得て、マイクロ写真に収録したものである。水原教授のご厚情に深謝するとともに森山氏のご理解あるご協力に厚くお礼申上げる。

伝存した史料のほとんどを収録したが、その内容は系図・先祖書・親類書・明細書などの家系史料と、森山与五郎宛の軍忠状、上州藤岡と信州森山村の旧縁地の寺院との往復書類などが過半を占める。初代から六代までの自筆懐紙などを集めた「先祖代々墨跡」もある。ほかには島津家の官位昇進に際して幹旋の礼状や進上物の書付が数点残っており、また御閑道取次の経緯を誌した「風のしるべ(下書)」一冊がある。

(現蔵者) 森山真司氏、中央区新富一
一五〇一―一七〇二。収録点数五
一点、一リール、六〇三コマ)

⑥ 信濃国 亀屋・佐藤家文書 軽井沢宿

亀屋・佐藤家文書は近世中期から明治・大正期にわたり、総点数七〇〇点余が存在し、その内容は名主としての公的文書と旅籠屋としての私的文書に大別できる。

前者では、触書・村役人の進退・人別帳・土地反別帳・年貢諸役・宿村絵図・訴訟出入・宿駅助郷等に関する文書であり、後者では奉公人請状・借金証文・質地証文・冠婚葬祭・書簡・書籍等である。

近世の軽井沢宿は中山道浅間三宿の一つとして、追分宿・沓掛宿とともに参観交代などで賑わっていたが、明治維新に入り、宿駅としての機能を失うことにより衰微し、多くの旅籠屋が没落した。それが信越線が開通し、外国人などにより避暑地として、明治三〇年代に開発され、今日の軽井沢の繁栄を迎えたのである。「亀屋」も明治三五年には「万平ホテル」として再出発したのであり、近世の旅籠屋が近代のホテルに再生してゆく姿を、文書の中で捉えることができ興味深い。

(現管理者) 佐藤邦明氏、長野県軽井沢町九二五。収録点数四六二点、四リール、一九六七コマ)

⑦ 近江国草津宿田中家文書

田中家は東海道草津宿本陣である。現在も草津市草津に本陣の建物が昔のままの姿を伝えている。同家が本陣となったのは寛永一二年と考えられているが、幕末期の本陣は地坪一三〇五坪、建物四六八坪、畳数二六八畳半、畳数室数三九室、表間口一四間半、裏行六二間、裏間口二九間半の規模であった。

田中家には元禄五年(一六九二)から明治七年(一八七四)まで約一八〇年分の「大福帳」がある。その内容は大略、金銀出納として貸方、払方、京伏見大坂金銀渡し方、町内差引、講金、到来など、他に奉公人給銀、差宿、宿泊人数とその代銀、御通り覚、大名家中の宿泊覚、年貢、祠堂金の出入などが記されている。今回は大略、元禄五年(一六九二)から明和四年(一七六七)までの分を収集した。撮影に当り田中房、田中文字の両氏から格別のご高配をいただきました事をお礼申し上げます。

(現蔵者) 滋賀県草津市草津一丁目
二の七 田中房氏、収録点数七三冊、
一五リール、八二四一コマ)

⑦山城国 京都冷泉町文書

上京室町通冷泉町（現中京区室町通二条上ル冷泉町）の近世初期から明治期までの町方文書である。近世初頭の京都の町政や町の構造、町の生活を伝える貴重な史料として知られてきた京大影写本「京都冷泉町記録」の原文書を含む（一部欠く）。

本文書全体の概要については、一九八三年に当館が実施した所在調査の調査報告を「史料館報」第四一〇号（一九八四年九月）に掲載してあるで、それを見ていただきたい。

今回撮影したのは全体の約三分の二で、次のようなものである。

①「天正拾年冷泉町東面大福町」、「慶長拾年門之入目之日記」などを最も古いものとする町入用関係帳面、②文禄期のものを含む近世初期の書付類の巻物、③人別改など、その他の町方記録、④借屋請状・引取証文・寺請状・送り一札などの諸証文、⑤町触書。

右の内、量の多いものは④と⑤である。未撮影になっているのは⑤町触書の約半分で、できれば来年度に撮影したい。（現蔵者＝京都市中京区室町通二条上ル冷泉町松井隆治氏。収録点数一七リール九四六二コマ）

全史料協第一一回大会に参加して

全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）の第一一回大会は昨年七月一九日、二〇日の両日、神戸市の兵庫県職員会館で開催された。準備に当られた事務局と、開催地となった兵庫県、とくに文書課の方々には会場の設営を始め当日の運営などキメ細かなお世話をいただいたことに感謝したい。

この会が、史料館／文書館の実務的な連絡体として年ごとに着実な成長を遂げていることは、会員の一人として頼もしい限りである。現在の組織は、機関会員四二、個人会員が七七であるが、今大会にも機関会員からの複数出席を含めて、北海道から沖縄までの全国から一四五人が参加するという盛況であった。この際には、これまで事務局が果してきた並々ならぬ努力があったことはもちろんであるが、参加する側にも既設館と未設置地区とを問わず、この会に対する期待が大きいことを挙げてよからう。この期待は加入会員が増えるにつれて、巨大化し多様化してくることは当然であり、これに対応

できるように事務局の強化を計る必要があるように思う。財政的労力的な制約もあることだから、性急な改善は求むべきでないが、少なくとも準備を始める段階を迎えていると思う。その意味では、今回の大会で、会長の指名による文書館法制定にむけての法文小委員会を発足させたのは、事務体制の一部委任とみることででき、事務強化策が既に始動しているといえよう。これによつて直ちに事務局の作業量が軽減するわけではなく、実質的には逆に負担増も推測されるが、会員の要望に応え得る事務体制を整備することが重要だと思う。会員もそのために協力すること

を避けてはなるまい。

ところで、大会は第一日目の午前中が総会、午後は全体会として二つの報告（兵庫県および千葉県）の後、文書館の機能と性格をテーマに二つの分科会をもち、その後で新装なった兵庫県公館を見学した。この公館に兵庫県の文書館というべき県政資料館のスペースがあるからである。ただし、書庫の乾燥のために約一万

六千冊の収蔵予定史料はまだ配架されておらず、閲覧室なども実動してないので建築設備などの見学となった。同夜は、この公館の近くにあるパレス神戸で懇親会が催された。二日目は全国を三分した地域別懇談会の後、前日の報告を含めて討論する全体会をもち、正午に散会した。充実した各報告に対して質議討論の時間が少いと感じるのは毎度のことながら、大会の運営からは止むをえない点もある。これを解決するには既に発足している関東部会のように各地域での部会活動を通じて積み上げていくのが良策ではあるまいか。各部会の成果が大会での討論の素材となれば、大会の運営も変わってくる。なお大会の詳細は、後日発行される会報に譲ることにしたい。

総会では、全史料協が前から取り組んでいる「文書館法」の早期実現を求める要請文が提案されて決議を見た。（後掲参照）これは新しい状況のもとで「文書館法」の必要性がさらに倍加したことを前提に博物館や図書館と並列して位置づけるべき文書館の性格を明確にする目的で法制化を促したのであり、その中で史料館と機能を異にする歴史民俗博物館とが合併して将来に禍根を残すこ

とがないよう指摘された。

右の要請文決議の背景には、自治体における文書館設置が急テンポで進行している事情がある。すなわち六〇年度に右の兵庫県のほか北海道大阪府が始業し、六一年度には愛知県と栃木県の開館が予定されており、千葉県が六三年度の開館にむけて具体的な準備にはいつている旨が今大会で報告されている。こうした趨勢を受けて、分科会でも(1)文書館と図書館・博物館との関連、(2)文書館と情報公開制度との関連の二報告がとり上げられたものである。文書館制度への認識が浅いために、設置を億劫がったり、せつかく建設したものが十分に機能しなくては困るのである。今回見学した兵庫県政資料館も旧施設の転用という制約下とはいえ各室の配置や面積比などには率直なところ疑問がないわけではない。これらを是正していくには、文書館像の基準作りが必要であり、そのためにも文書館法の制定が俟たれるのである。

(原島陽一)

〔付、全史料協の要請書〕

全史料協の第一一回大会で採択された要請書は次のとおりである。なお、同協議会では昨年一〇月に、こ

れを内閣総理大臣、文部大臣、自治大臣あてに提出している。

要 請 書

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会は、古文書古記録類や公文書を取扱う各種機関が、歴史資料保存利用の機能を十分發揮できるように相互に連絡して情報を提供し合い、各機関が抱えている問題の解決のため連絡して協議する唯一の全国的な組織であります。参加機関は、文書館・史料館・資料館あるいは都道府県等の文書課などありますが、本協議会はこれまでこれら諸機関の特質に応じて、他国に比しおこなわれているわが国の文書館的機能の充実発展のため大きな役割を果してまいりました。わが国では、戦後における歴史ブーム・地方の時代という傾向のなかで生じた郷土のみなおし、あるいは地方史の編さん過程で生じた史料の保存利用の再認識などにより、これに対応して各自治体では、文書館等の建設をすすめ、全国的に増加していく傾向にあります。

しかし、文書館制度に関する共通認識が不十分なため、設置された文書館の設置者、機能、業務、職員的身分処遇等がまちまちであり、今後、

新たに設置しようとする自治体においても、拠所とすべき文書館本来の姿が明確に把握出来ないのが現状であります。

さらに近年、各自治体がとりくんでいる情報公開制度は現用文書の利用に係わるものであり、もし同制度が歴史・文化的観点からの文書保存という「文書館機能」を伴わないで施行されれば、文書の廃棄促進になりかねないという危機感が強まっております。

改めて指摘するまでもなく、諸外国においては先進国・発展途上国を問わず、文書館は図書館・博物館と共に三大文化施設として、それぞれ独自の機能と使命とを有して運営されています。特に文書館は民族の歴史の遺産としての文書・記録類を系統的に収集し、整理し、保存し、調査・研究し、これを利用して供する機関として位置付けられています。それに引き換え、わが国の現状は大きく立ち遅れており、これら三館の機能が明確に区分されておりません。これに起因する近年の例では、

国文学研究資料館付属の史料館と、国立歴史民俗博物館歴史研究部との合併問題があげられます。同史料館は第五通常国会で請願採択によって、

昭和二十四年の発足以来、散逸の危機にあつた史料の収集に努め、整理・保存・利用の各業務を通じて、利用者にも多大の貢献をしてきたことは、多くの人々が認めているところであります。これら諸業務を通して培われた知識を基に講習会を開催する等、文書館専門職員の養成にも大きな役割を果たしてまいりました。

したがって、同館の文書館としての独自機能は、他をもつて替えられるものでなく、今後益々その必要性を増すことがあると考えられるので、機能を異にする博物館との合併により、将来に禍根を残すようなことのないように希望するものであります。最近の各自治体における文書館設置の動きを考えると、文書館の機能を明確にし、一層充実した運営を遂行するため、文書館のあるべき姿を早急に確立する必要があります。そのためには、その法的な拠所として、図書館の図書館法、博物館の博物館法と同様に、「文書館法」の早急な制定を要請するものであります。

昭和六十年七月十九日

全国歴史資料保存利用
機関連絡協議会

会長 秋葉 一 男 印

受贈図書

昭和五十九年度 (三)

福井県史 資料編 15

(岐阜県) 平田町史 史料編

増補沼津案内(沼津市明治史料館)

沼津之菜(同右)

新編 岡崎市史 13・17・19

刈谷町庄屋留帳 第13巻(刈谷市教育委員会)

愛知大学総合郷土研究所資料叢書

第一〜四集

(愛知県) 幸田町議会史

新修大津市史 第7巻

長岡京跡(乙訓文化財事務連絡協議会)

高石市史 第3巻

大阪府史料 第13輯

舊市制記 全(和泉文化研究会)

大阪府史蹟調査委員会報(同右)

泉大津市の地名(泉大津市教育委員会)

市史編集資料 No.41(尼崎市立地域研究史料館)

歴史の道調査報告書 (V) (VII)

(和歌山県教育委員会)

岩邑年代記 (一)(岩国徴古館)

阿波国漫遊記(徳島史学会)

新編香川叢書 索引篇(香川県教育委員会)

久留米藩御用絵師絵画資料目録(四)

(久留米市教育委員会)

佐賀県史料集成 古文書編 第25巻

(佐賀県立図書館)

長崎市水道九十年の歩み(長崎市水道局)

天童市史編集資料 第37号

在門市史料集 10・21(鶴岡市史編纂会)

石黒信由遺品等高樹文庫資料の総合的研究 第二輯(高樹文庫研究会)

第三十六回 正倉院展目録(奈良国立博物館)

大阪の古城と武将(大阪城天守閣)

青森県立郷土館総合案内

二つの泰西王侯騎馬図(サントリ美術館)

神明資料展―講式―(上野学園日本音楽資料室)

神奈川近代文学館開館記念 近代文学100年と神奈川展

武蔵野郷土館展示案内 1(東京都公園協会)

埼玉岩手文化交流展―縄文の大地(岩手県立博物館)

はりまの名刹 法華山一乗寺の秘宝

(兵庫県立歴史博物館)

一橋徳川家の名品(茨城県立歴史館)

染と織(石川県立郷土資料館)

長岡京の歴史と文化(向日市文化資料館)

描かれた大田区(大田区立郷土博物館)

一閃閣展―田村氏治政下の歴史と文化―(岩手県立博物館)

埼玉の仏教文化―写経と古文書―(埼玉県立文書館)

八王子の織物(八王子市郷土資料館)

仙台氏史料展(上田市立博物館)

開館五周年記念第十九回企画展 図録・街道(群馬県立歴史博物館)

古典籍下見展覧大入札会目録(東京古典会)

日本大百科全書 1(小学館)

国史大辞典 第五巻(吉川弘文館)

国立民族学博物館十年史(資料集 成・付録共)

秋田県立博物館10年のあゆみ

神奈川県立図書館音楽堂30年のあゆみ

み

続海軍史料叢書 第九巻(日本海軍広報協会)

金毘羅庶民信仰資料集 第一〜三巻(琴平宮社務所)

家庭と電気337 特集東北のミイラ仏

(東北電力)

色川三中の香取文書調査について

(中井信彦)

総合資料日本の歴史 下巻(学習研究社)

農業者のための法律(同右)

新総合大地図(小学館)

山陽相互銀行五十年の歩み

東京海上火災保険株式会社百年史上・下

富国生命五十五年史

近代生命保険生成史料(明治生命保険相互会社)

新太平洋時代と心のコミュニケーショ(天理大学出版部)

宮本記念財団調査報告 3(宮本記念財団・立教大学学校教育講座博物館学研究室)

神奈川大学日本常民文化研究所調査報告 第9集

東京の下水道・100年のあゆみ(東京都下水道局)

旭川営林支局史 第二巻

東京木場製材史(東京木場製材協同組合)

近世交通史料 二(駒沢大学近世交通史研究会)

通史研究会)

昭和六十年年度 (一)

12集

別展(憲政記念館)

熊野大辺路のまつり

昭和58年度北日本図書館連盟整理部

岡山県史 第6・13・29巻

門研究協議会記録(宮城県図書館)

防長寺社由来 第六巻(山口県文書館)

国立史料館所蔵の看板に関する調査(立部紀夫)

青森県議会史 自昭和四十二年至昭和四十五年

青梅市史料集 第三十三・三十四号(青梅市教育委員会)

東北歴史資料館資料集 11・12

江戸川区の史跡と名所(江戸川区教育委員会)

仙台市文化財調査報告書 第71・72集(仙台市教育委員会)

府中市の文化財(府中市)

角館誌 第九巻(角館誌刊行会)

神奈川県の歴史(神奈川県民部県民総務室)

大館市史編さん調査資料 第19集

柏崎市史料集 近現代篇 3上・下

国典類抄 第三巻 吉部三

加賀辰巳用水(辰巳ダム関係文化財等調査団)

鹿角市史資料編 第十二集

掛川市史 中巻

秋田県教育史 第五巻

沼津資料集成 12(沼津市立駿河図書館)

山形市史資料 第68・69号

新修稲沢市史 資料編八

山形県議会史 第七巻

名古屋叢書 三編 第九十一巻(名古屋市教育委員会)

山形県教育史資料 統計篇 第五巻

古屋市史 別巻二

(山形県教育委員会)

松阪市史 別巻二

(福島県) 鏡石町史 第四巻

史料京都の歴史 9(平凡社)

会津藩家世実紀 第十一巻(歴史春秋社)

門真市史資料集 第一号

(茨木県) 筑波町史料集 第八篇

大阪市史史料 第十四・十五輯(大阪史料調査会)

桶川市史 第四巻

大谷女子大学資料館報告書 第11冊

埼玉資料年報 昭和58年度(埼玉県立浦和図書館)

和歌山県指定文化財調査報告書 第

草加市史調査報告書 第三集

和歌山県史 近世史料五

(千葉県) 印旛村史 通史 I

古文書調査記録 第九集(福山城博物館友の会)

(千葉県) 袖ヶ浦町史 通史編 上巻

和歌山県指定文化財調査報告書 第

中央区年表 昭和時代 VI(東京都中央区立京橋図書館)

江戸の風俗(埼玉県立博物館)

和歌山県指定文化財調査報告書 第

昭と初期の政党政治と四人の宰相特

和歌山県指定文化財調査報告書 第

江戸の風俗(埼玉県立博物館)

和歌山県指定文化財調査報告書 第

昭と初期の政党政治と四人の宰相特

和歌山県指定文化財調査報告書 第

昭と初期の政党政治と四人の宰相特

和歌山県指定文化財調査報告書 第

昭と初期の政党政治と四人の宰相特

和歌山県指定文化財調査報告書 第

昭と初期の政党政治と四人の宰相特

- 写真編(埼玉県立さきたま資料館)
千葉県史料 近世篇 佐倉藩紀氏雜録 統集
- 松戸市史 史料編(四)
成田市史 近世編 史料集二
千葉県議会史 議員名鑑
増補葛飾区史 上・中・下巻・年表
〔葛飾区〕
郷土資料館資料シリーズ 第24号
〔八王子市教育委員会〕
須原家文書 4〔江戸川区教育委員会〕
- 江戸川区文化財調査報告書 2〔同右〕
五十子敬齋日記(日野市市史編さん係)
品川区指定文化財一覧(品川区教育委員会)
- 秦野市史 別巻 考古編
秦野市史自然調査報告書 2
逗子市史 資料編1
藤沢山日鑑 第三巻(藤沢市文書館)
関口日記 別巻二・三(横浜市教育委員会)
- 横浜の文化財(五)(横浜市文化財現況調査団)
新潟県史 資料編16・21
上杉謙信と春日山城(花ヶ前盛明)
新修稲次市史 資料編九
西村次右衛門日記 上・下(豊橋市)
- 史編集委員会)
尾鷲組大庄屋行事大略覚帳(尾鷲市立中央公民館)
史料が語る城陽近世史 第1集(城陽市教育委員会)
藤井寺市史 第四巻
藤井寺市文化財 第6号
和歌山県史 近現代史料八
香川県史 15
〔福岡県〕 小竹町史
〔佐賀県〕 有田町史 陶業編I・別編
大分県史 中世篇II・近世篇II
〔宮崎県〕 田野町文化財調査報告書 第2集(宮崎県教育委員会)
宮崎学園都市遺跡発掘調査報告書 第2集 本文編・図版編・図面編・第3集 図面編
日向市遺跡詳細分布調査報告書(日向市教育委員会)
西ノ原地区遺跡(宮崎市教育委員会)
宮崎県文化財調査報告書 第28集(宮崎県教育委員会)
沖繩県史料 前近代3(沖繩県教育委員会)
上智大学史資料集 第3集
専修大学 105年
近世後期における鉱山経営(荻慎一郎)
- ひとつの資料から 昭和59年度(岩手県立博物館)
文化受容とその展開(信州大学文学部特定研究研究班)
南部藩検地検見作法書(国税庁税務大学校租税資料室)
福井県立博物館 常設展示図録
北前船と越前・若狭(同右)
南山大学人類学研究所叢書 II
鯨とり(全教図)
岩手県立博物館調査報告書 第1冊
柳田国男と遠野物語(遠野市立博物館)
佐比内鉄鉱山遺跡発掘調査報告書(遠野市教育委員会)
文書による郷土的なレファレンス質問に対する回答事例 第二(3)(仙台市民図書館)
仙台市文化財調査報告書 第69・70・73・81集(仙台市教育委員会)
天童市史編集資料 第38・39号
水海道市史 下巻
茨城県史 原始古代編・近世編
龍ヶ崎市史民俗調査報告書 I
新編 埼玉県史 資料編24
草加市史 資料編 I
与野市史調査報告書 第七集
流山市史 別巻 利根運河資料集
本土寺過去帳年表(我孫子市教育委員会)
- 大田区史 資料編 北川家文書2・加藤家文書2
世田谷区遺跡調査報告 6(世田谷区教育委員会)
嘉留多遺跡 II(同右)
下山遺跡 II(同右)
上神明遺跡 I(同右)
諏訪山遺跡 I(同右)
上之台遺跡 I(同右)
上之台遺跡 III(同右)
大蔵遺跡 III(同右)
向山遺跡(同右)
向山遺跡(同右)
下山北遺跡(同右)
文化財の保護 第17号(東京都教育庁社会教育部文化課)
目黒の近代史を古老にきく(目黒区守屋教育会館)
明治大学刑事博物館資料 第7集
東京の空間人類学(筑摩書房)
秦野市史 第四巻
吉村屋幸兵衛関係書簡 第二集(横浜開港資料館)
平塚市民俗調査報告(平塚市博物館)
富山県史 索引
大野市史 第6巻
福井県史 資料編5
岐阜大学教育学部 郷土資料(16)
富田林市史 第一巻
- 改訂版 万国博覧会 技術文明史の
に(日本放送出版協会)
- (以下次号)

彙報

○史料の収集

今年度は旧字和島藩士・台湾神社主典鈴村讓関係文書の寄託を受けたほか、次の四件について、マイクروفイルムによる収集を実施した。上総国木戸村森山家文書(旗本)、信濃国軽井沢宿龜屋佐藤家文書(名主)、近江国草津宿田中家文書(本陣)、山城国京都冷泉町文書(町方文書)。

このほか、特別研究「近世史料の古文書学的研究」の一環として、昨年度に引き続き、新潟県上越市立高田図書館所蔵榊原家文書(大名)と上越教育大学付属中学所蔵高田藩記録のマイクروفイルムによる収集を実施した。概要については本号「新収史料紹介」を参照されたい。

○史料の所在調査

富山県高岡市横田町岡本家文書と長野県埴科郡戸倉町坂井家文書の二件について実施した。その詳細は本号「史料所在調査報告」を参照されたい。

○史料館関連機関の調査

本年度の標記の調査は、次の各機関を対象に実施した。
鹿兒島県立図書館・宮崎県総合博物館・宮崎県立図書館・大分大学付属図書館

館大分県立図書館(地誌調査、二月七日～三日、深川美枝子)

弘前市立弘前図書館・秋田県立図書館(施設調査、三月四日～七日、林宏保)

○評議員会の開催

本年三月一日に国文学研究資料館評議員会が開催され、昭和六一年度事業計画等についての議事が評議された。

○運営協議会の開催

昨年一月二十八日と、本年三月六日に国文学研究資料館運営協議会が開催され、昭和六一年度事業計画等についての議事が協議された。

○近世史料取扱講習会

昭和六〇年度の講習会は昨年一〇月一日～一日、京都会場(京都府立総合資料館)、同一〇月二日～二日、東京会場(当館)で開催された。昭和六一年度の講習会は次の通り開催する予定であり、詳細については追って発表する。

一、昭和六一年九月二十九日～十月三日、於京都府立総合資料館

二、同年一〇月二三日～二七日、於国文学研究資料館

○定期刊行物の発行

1 「史料館研究紀要」第一七号を刊行
2 「史料館所蔵史料目録」
第四三集「信濃国松代真田家文書」(その四)、「第四四集」信濃国安曇郡保高町

村小川家文書」を刊行。

3 「史料館叢書」第八巻「真田家中明細書」(東京大学出版会)を刊行。

4 「史料館報」
昨年九月に第四三号、本年三月に第四四号(本号)を刊行。

○館内研究会
第九七回(昭和60・10・22)

コレクション史料の目録編成
原島 陽一

史料学の文献目録の作成
深川美枝子

第九八回(60・11・26)
「マニュアル」作成・執筆要項について
編集委員会

第九九回(61・1・23)
「信濃国松代真田家文書」(その四)の目録編成について
笠谷和比古

第一〇〇回(61・2・4)
「信濃国安曇郡保高町村小川家文書」の目録編成について
浅井 潤子

第一〇一回(61・3・20)
北海道立文書館の設立について
鈴江英一氏

北海道立文書館
北海道立文書館 鈴江英一氏

○文部省科学研究費補助金交付
◇総合研究(A)

昭和六〇年度七五〇万円
近世・近代史料所在情報の収集及びその体系化に関する基礎研究

代表者 安澤秀一

(詳細は本号巻頭記事を参照)

○海外出張(私費)

森安彦が第16回国際歴史学会議出席などのため、昨年八月二十五日～九月二日まで西ドイツ・シュツットガルト等へ出張した。

安沢秀一が文書館国際評議会I・C A・企業史料委員会合会に出席のため、昨年九月二日～三日までイタリア・ローレンスへ出張した。

○閲覧業務停止のお知らせ
書庫内燻蒸、蔵書点検の実施にともない、左記の期間の閲覧を停止する予定ですので、お知らせいたします。
四月三日(水)～五月五日(月)

<p>史料館報 第四四号 昭和六一年(二九八六)三月三十一日発行 編集・発行 東京都品川区豊町一ノ一六〇一〇 国文学研究資料館内 (千一四二二) 国立史料館 電話〇三(七八五)七二二二(代) 印刷所 東京都文京区小石川一ノ二一七 勝美印刷株式会社 電話〇三(八二二)五二〇一</p>	<p>史料館報 第四四号 昭和六一年(二九八六)三月三十一日発行 編集・発行 東京都品川区豊町一ノ一六〇一〇 国文学研究資料館内 (千一四二二) 国立史料館 電話〇三(七八五)七二二二(代) 印刷所 東京都文京区小石川一ノ二一七 勝美印刷株式会社 電話〇三(八二二)五二〇一</p>
---	---